

周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）での工事等について

坂井市教育委員会文化課

1 周知の埋蔵文化財包蔵地とは

昔の人々が生活した証となる遺跡のことです。遺跡の性格には、古墳、城跡、集落跡、寺院跡の他、性格がよくわからず、出土品などが確認されている散布地などがあります。

文化庁によると、全国で確認されている遺跡の数は、約46万箇所あるとされています。福井県では3,541箇所あり、そのうち、坂井市では374箇所あるとされ、坂井市は福井市に次いで、県内で2番目に多くの遺跡が確認されている自治体となります。

遺跡範囲は、福井県の埋蔵文化財索引地図に掲載されており、その地図をもとに埋蔵文化財包蔵地の該当の有無を確認しています。

2 周知の埋蔵文化財包蔵地内での工事の手続きについて

埋蔵文化財包蔵地に該当していた場合、工事着手の60日前までに下記の書類を提出する必要があります。

一つの工事、開発行為に対して、一つの届出が原則です。すでに建物が建てられている、過去に届出を提出して指導があった土地でも、新たに工事を計画された場合は届出が必要です。
周知の埋蔵文化財包蔵地で工事等を計画された際は、必ず当課までご相談ください。
提出は紙、メール、専用フォーム（外部サイト）から受け付けています。

【提出書類】

○埋蔵文化財発掘届出書（文化財保護法第93条） 1部…〔様式1〕

○位置図 1部

○工事計画図 1部

- ・配置図等、敷地全体と工事範囲がわかるもの。
- ・工事が地下に及ぼす影響^{※1}がわかるもの。

（断面図、基礎伏図、配管図、切土・盛土計画図、地盤改良計画など）

※1 基礎工事、地盤改良、表土の鋤取り、高い盛土、杭の打ち込みなど、地下の埋蔵文化財に影響が及ぶ工事は多岐にわたります。ご不明な場合は市文化課までお問い合わせください。

○現況写真 1部

工事箇所の全景が写っている写真1～2枚程度

○発掘調査承諾書 1部…〔様式2〕

○試掘調査依頼（試掘調査が必要な場合） 1部…〔様式3〕

【提出先】

○持参又は郵送の場合

提出書類一式を1部提出してください。

〒910-0295 福井県坂井市境町下新庄1-1

坂井市教育委員会文化課（坂井市役所4階）

○E-mailで提出 bunka@city.fukui-sakai.lg.jp ※2

○提出用Logoフォーム（外部リンク）から提出 ※2

※2 メール、専用フォームに添付するデータはpdfで作成してください。また、メールに添付するデータは合計10メガバイトを超えると受信できない場合があります。

【問合先】

坂井市教育委員会文化課（坂井市役所南棟 4階）

〒919-0592

福井県坂井市坂井町下新庄1-1

TEL 0776-50-3164（直通）

FAX 0776-68-1480

E-MAIL bunka@city.fukui-sakai.lg.jp

周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）での工事に関するフロー

住宅等新築・建替え、土地造成、駐車場・道路・水道管整備、看板建設などの計画が決まったら

①周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の範囲内であるかの確認をしてください

【確認方法】計画している場所がわかる地図（住宅地図など）をご用意のうえ、お問い合わせください。

(1) 坂井市教育委員会文化課（市役所南棟 4 階 坂井町下新庄 1-1）窓口で確認する。

(2) FAX で問い合わせる。（FAX 0776-68-1480）

(3) メールで問い合わせる。（メール bunka@city.fukui-sakai.lg.jp）

※サイズの大きいメールは受信できない場合があります。

(4) ホームページの問い合わせフォームから問い合わせる。

(1) 以外は担当者から確認結果をお伝えしますので、必ずご連絡先をお知らせください。

周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の範囲内

周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の範囲外

埋蔵文化財発掘届出書の提出が必要

届出は**工事着手の 60 日前までに提出**してください

- 埋蔵文化財発掘届出書（保護法第 93 条）
- 位置図
- 工事計画図（平面図、立面図、基礎図、配管図等、特に地下にどれだけの影響を与えるのかがわかる図面）
- 現況写真
- 発掘調査承諾書（土地所有者）
- 試掘調査依頼（試掘調査が必要な場合）

埋蔵文化財発掘届出書（通知書）の提出は不要

工事着手

工事中に遺構（建物跡等）・遺物（土器・石器等）を発見した場合は、坂井市教育委員会文化課（TEL 0776-50-3164）に連絡してください

工事内容の確認

遺跡に影響を及ぼす可能性あり

遺跡に影響を及ぼす可能性なし

試掘調査が不可能

試掘調査の実施（費用は坂井市で負担）

県教育庁に市教育委員会の意見を付けて進達

遺跡に影響を及ぼす可能性あり

遺跡に影響を及ぼす可能性なし

遺跡保存の検討・協議

記録保存

現状保存

○計画の変更

○盛土等による保護処置

県教育庁に市教育委員会の意見を付けて進達

発掘調査

県教育庁に市教育委員会の意見を付けて進達

慎重工事（県通知）

慎重工事もしくは工事立会（県通知）

工事着手